

天文館地区金生町ジョイントアーケード新築工事 施工予定者選考公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

天文館地区金生町ジョイントアーケードは電車通りを横断するアーケードである。

当該アーケードの設置にあたり、交通規制を含む総合仮設計画や施工方法、コスト及びスケジュール管理を行うためには、実施設計段階から工事施工者の助言が必要だと考えている。

実施設計を行う上で、地中埋設物や既存物の事前調査が必要になる。

また、スケジュール管理を行う上でも、移設を含む本工事着手前の事前工事が必要であるほか、昨今の資材納入遅延も社会問題化しておりその動向調査や対策も必要であると考えている。

以上を踏まえ、本プロポーザルは、優れた施工者（下請け会社含む）を施工予定者として選定し、実施設計段階から事業へ参画させることで、効率的な仮設計画、工法資材選定、事前調査工事を行い、全体コストの抑制、適正化を図り、スケジュールの確実性を高めることを目的に施工予定者の公募を行うものである。

2. 業務内容

(1) 業務名称

天文館地区金生町ジョイントアーケード実施設計協力業務

(2) 業務委託料

業務内容に応じて、発注者と施工予定者が随時協議して定める。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から2019年9月30日まで（予定）

(4) 業務内容

①設計全般に対する技術的助言・提言

②技術提案及びVE提案

③仮設工事、基礎工事、鉄骨建方工事を含む総合施工計画の検討、提案

④資材調達を加味した工事工程の検討及び提案、工程表の作成支援

⑤コスト管理支援

⑥地下埋設物の試掘調査及び障害物移設業務（必要に応じて）

(5) 業務の成果物

業務が完了したときは次の成果物を提出すること。

①上記業務内容を書類としてまとめたもの。

②その他必要な資料

※上記の成果物は、電子データとしても提出すること。

(6) 発注者及び事務局

- ①発注者 天商連・鹿児島銀行天文館アーケード整備共同企業体
②事務局 〒892-0827 鹿児島市中町3-10
日専連ビル7階71号 天文館商店街振興組合連合会
電話 : 099-225-8047
FAX : 099-210-7134
E-mail アドレス : tyuotiku@road.ocn.ne.jp
担当 : 和田

3. 工事の概要（「基本設計概要書」に基づく）

(1) 建設計画地の概要

建設地 : 鹿児島市金生町地内
市道中央通線を横断：市道中町3号線（中町 BERG）から市道泉3号線

(2) 施設の概要

- ①柱芯面積 : 約360㎡
②水平投影面積 : 約450㎡
③構造・階数・高さ : 鉄骨造・平屋・高さ約13m
④用途 : アーケード
⑤予定工期 : 建設工事 2019年10月～2020年3月（予定）

*あくまで現時点での予定であり今後の協議により変更の可能性はあり得る。

(3) 参考概算工事費（目標額）

170,000千円（税込）

4. 施工予定者選定の概要

(1) 選考方式

プロポーザルへの参加を希望する事業者から提出された提案書等を評価することにより、施工予定者を選定する。

5. 参加資格等

(1) 公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- 3) 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- 4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可のうち、建築一式工事にかかる特定建設業の許可を受けていること。

- 5) 鹿児島市内に本店となる事務所を置き、令和元・2年度鹿児島市建設工事等競争入札参加資格業者名簿に建築工事においてA級として登載されていること。ただし、下請け会社については、この限りではない。
- 6) 下請け会社における鉄骨製作会社はHグレード以上の認定工場とする。
- 7) 参加事業者（下請け会社を含む）の実績が今回の工事規模、内容において適当と認められるもの。尚、実績の記載基準は各自の判断とする。
- 8) 本プロポーザル及びその後の実施設計への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

(2) 参加事業者の留意事項

- 1) 参加事業者から提出された書類は、要項等に記載された内容をすべて承諾の上、作成したものとする。
- 2) 要項に基づき参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- 3) 参加事業者から要項に基づき提出された書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、審査によって採用された書類等の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- 4) 提出された書類については、記載内容の変更はできないものとし、返却しない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。
- 5) 発注者が提示する資料は、本要項による公募プロポーザルのみに使用し、第三者に対しての使用や内容の提示を禁止する。
- 6) 参加表明書（様式1）提出日から審査による受託者が決定するまでの間に以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・提出された書類において記載すべき事項の全部または一部が不足している場合
 - ・記載された内容に虚偽の事実が判明した場合
 - ・審査委員及び関係者に接触するなど、審査の公平性に影響を与えた場合
 - ・本要項によるプロポーザルを実施するに当たり著しく信義に反する行為を行った場合
- 7) 審査結果についての不服及び異議申立ては認めない。
- 8) 参加表明書等（様式1～3）の提出後に辞退をする場合には、辞退届出（様式7）を提出すること。

6. 公募スケジュール

公募開始から契約までのスケジュールは、次の通りとする。

公募実施	2019年8月5日（月）
公募書類要項、基本設計概要書等の配布	2019年8月5日（月）
参加表明書等提出期限	2019年8月16日（金）15時まで
公募に関する質疑書提出期限	2019年8月16日（金）15時まで
公募に関する質問の回答	2019年8月21日（火）13時以降
書類提出期限	2019年8月23日（金）15時まで
書類審査	2019年8月下旬（予定）
ヒアリング審査	2019年9月上旬（予定）
審査結果通知	2019年9月上旬（予定）
基本協定書締結	2019年9月上旬（予定）

7. 参加表明書等の提出

(1) 配布期間

2019年8月5日（月）から2019年8月15日（木）午前10時から17時まで

(2) 配布方法

上記期間中、発注者宛てに電話等により問い合わせを行い、後日メール等での配布を原則とする。問い合わせ先は2.（6）に示す通り。

(3) 提出書類（参加表明書等）

- ・参加表明書（様式1）
- ・会社概要書（様書2）

(4) 参加表明書等の提出期限

本要項による公募型プロポーザルに参加しようとする事業者は、参加表明書等を2019年8月16日（金）15時までに提出すること。

なお、参加表明書の提出をもって、本プロポーザルの趣旨を理解し、「5. 参加資格等」を満たすことを誓約したものとする。

(5) 参加表明書等の提出先

「2. 業務内容（6）②」の事務局に持参すること。

(6) 基本設計概要書の配布方法等

本要項による公募型プロポーザルに関する資料は、メール等にて配布する。配布を希望する者は、電話等で事務局に配布希望を伝え、秘密保持に関する誓約書（様式3）を事務局宛てに送付または、持参すること。誓約書が到着次第、配布資料のデータを組合よりメール等にて配布するものとする。配布期間は、「I 一般事項 6. 公募スケジュール」の日時からとする。

8. 技術提案書等に関する質問・回答

(1) 受付方法

質問書（様式4）により、電子メールにて「2. 業務内容（6）②」の事務局のE-mailアドレスまで送信すること。

(2) 受付期間

受付期間は、2019年8月16日（金）15時までに受信確認したものを有効とする。

(3) 回答方法

2019年8月21日（火）13時以降に、電子メールにて質問書を受信確認した全事業者に一斉に回答する。

(4) その他

受付方法及び受付期間以外での質問は、一切受け付けない。また、回答の内容に疑義がある場合でも、それ以上の質問に回答しない。

9. 提案書等の提出

(1) 提出期限

2019年8月23日（金）15時まで

(2) 提出方法

事前に連絡の上、「2. 業務内容 (6) ②」の事務局に持参すること。

(3) 提出書類 (提案書等)

提案書 (様式は任意、(A3 横向き)) 1～2 枚程度とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

提案書へは、以下の内容について簡潔に考えを記載すること。

- ・類似施工実績 (アーケード工事に限らない・下請け会社含む)
- ・業務の実施方針、実施体制
- ・実施設計段階での施行者及び設計事業者との連携を図るための方策
- ・工程計画、施工計画に対する助言・提言
- ・安全面に関する助言、提言
- ・工事費に関し配慮すべき事項
- ・アーケードの維持管理への協力体制
- ・その他

(4) 提出部数

2部提出すること (電子データも併せて提出すること)。

ただし、一部は審査用となるため、会社名等の提案者を特定できる情報は電子データも含め、消したものとすること。

10. 提案書等の審査

(1) 審査方法

提出された技術提案書等の審査は、「天文館電車通りジョイントアーケード整備実行委員会」(以下「実行委員会」という)が行い、優先交渉権者1事業者、次点者1事業者を選定する。

(2) 書類審査

応募のあった事業者について、提出された書類の審査を行い、審査通過事業者を決定し通知する。

※通知は、参加表明書に記載されている E-mail アドレスに送信する。

※受信を確認するため、「確認済」の電子メールを必ず送信すること。

※通過、不通過を問わず、通知は参加表明書を提出した事業者の担当者に送信する。

(3) ヒアリング審査

書類審査通過者により提出された提案書等について、1事業者毎にヒアリングによる審査を行う。詳細は別途通知する。

(4) 審査の考え方

提案書等の審査は、類似施工実績 (下請け会社含む) 業務の実施方針・実施体制、技術提案、工程、安全面、工事費に対する助言・提言内容、その他特筆すべき事項などを総合的に評価し、審査を行う。

※応募のあった事業者が1事業者であっても、審査委員会に諮り審査を実施する。

※その際、優先交渉権者として選定されなかった場合は、再度プロポーザルを実施する。

【評価項目】

項目	
(1)業務の実施方針・実施体制	①類似施設の実績、業務の実施方針、実施体制
	②実施設計段階での発注者及び設計事業者とスムーズな連携を図るための具体策
(2)技術提案	①工程計画、施工計画に関する助言・提言
	②安全面に関する施工上配慮すべき事項
(3)工事費等	①工事費に関する助言・提言
(4)完成後の協力体制	①アーケードの維持管理への協力体制
(5)その他	①今回の工事において特筆すべき事項など

(5) ヒアリング審査

1) 日時 2019年9月上旬

※時間及び場所については、別途通知する。

2) 時間 1事業者ヒアリング30分程度

※ヒアリングには当業務を担当する予定の技術者を参加させること。

(6) 通知方法

審査結果は、優先交渉権者として特定した事業者及び特定しなかった事業者に対して通知するものとする。

(7) 失格事項

以下に該当する者は失格とする。

- 1) 審査委員に対して不当な要求等を申し入れた者
- 2) 審査委員に個別に接触した者
- 3) 提案書等について、期限内に提出がなかった者
- 4) ヒアリングの時間に遅れた者
- 5) その他実施要項に違反した者

1.1. 工事請負契約締結までの過程

- (1) 公募型プロポーザル方式にて募集要項に定める参加条件を満たす者から技術提案を受け、実行委員会が評価基準に基づいた審査を実施し、優先交渉権者を選定する。
- (2) 発注者は、施工予定者と基本協定書を締結するとともに、実施設計協力業務委託契約を締結する。
- (3) 実施設計期間中は、発注者及び設計者と協働して、技術提案を基に工法や仕様等について協議を行う。
- (4) 発注者は、実施設計完了後に施工予定者から見積を徴取し、発注者が決定する工事予定価格の範囲内であれば、工事に関する契約条件等を確認し、これが整った場合に限り、施工予定者と工事請負契約を締結する。なお、それを上回る場合は、継続して協議を行うものとする。ただし、本事業は、国及び地方公共団体の補助を受けて行う事業として、契約締結等の手続きに関して必要な指導・指摘を受けた場合は、発注者及び施工予定者が協力して方針を定める。

- (5) 発注者は、施工予定者と工事請負契約を締結できない場合は、施工予定者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に工事の請負契約について交渉を行うこととする。
- (6) プロポーザル段階で記載の下請け会社は実施工段階でも原則変更できない事とするが、やむを得ず変更する場合は同等以上の実績・能力があると認められた場合に限り、変更可とする。